

● 長井クリーンセンターへ自己搬入方法

■ 受付日時

- 月曜日から金曜日までの平日受付（土曜、日曜、祝日、振替休日、年末年始を除く）
受付時間： 9:00～12:00
13:00～16:00

※休日受付がありますので、詳しい日程は「ごみカレンダー」をご覧ください。

■ 処理料金

- ごみ……………10kgあたり100円(現金)
- 動物の死体………1体につき2,000円

計量制ですので、指定ごみ袋に入れたり、証紙を貼る必要はありません。
ごみは分別をし、運搬途中で、ごみが飛散しないようご注意ください。

■ 自己搬入する場合の注意点

- ① 可燃ごみ、不燃ごみに分別する。
- ② 指定ごみ袋や、粗大ごみステッカーは必要なし。
- ③ 資源ごみ(ペットボトル、プラスチック容器・袋類)は分別して収集所へ出す。(自己搬入できないため)
- ④ 木材など長いものは、長さ2m以内、太さ直径20cm以内に切断する。
- ⑤ ふとん、じゅうたん類はひもで縛る。
- ⑥ 犬、猫等の死体は段ボール箱に入れるか、毛布にくるんで縛る。(副葬品は入れない)

■ 処理できないごみ

次のものは、クリーンセンターでは処理できませんので、下記のものは購入した販売店、工事を請け負った業者、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

家電リサイクル法対象品(テレビ、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機、エアコン)、消火器、土砂、石、多量のゴム、農業用ビニール、農機具、ガスボンベ、車、バイク、バッテリー、タイヤ、廃油、薬品類、農薬、毒物、劇物、塗料及びその容器、産業廃棄物またはそれに類するもの

■ 長井クリーンセンター位置図



■ 問合せ先

長井クリーンセンター 長井市舟場30番1号 電話:84-6911

●パソコンリサイクル

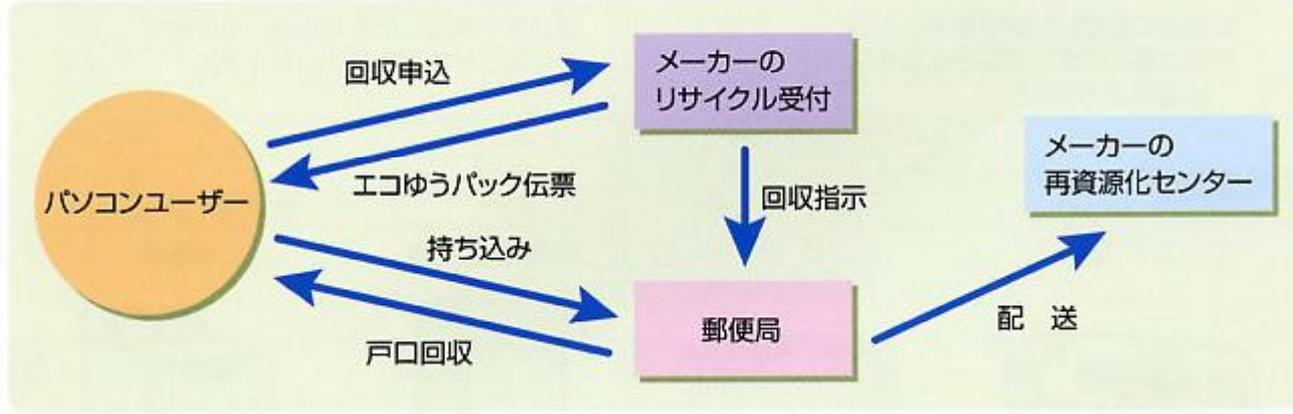
これまで粗大ごみや不燃ごみとして処理されてきましたが家庭の使用済みパソコンは製造メーカーによるリサイクルが義務付けられ、回収は郵政公社の小包便「ゆうパック」で取り扱われます。
町の大型ごみや、不燃ごみとしての収集はできません。

【対象品】個人で購入し不要になったもの

デスクトップ パソコン(本体)	ノートパソコン	CRTディスプレイ	液晶ディスプレイ	※キーボードやマウス、ケーブル等の付属品についてはパソコンと一緒に回収できます。 ※対象外 プリンタ、スキャナ 他にワープロ専用機、本体が1kg未満のパソコンなど ※CRT…(Cathode Ray Tube)=コンピュータの表示装置に用いられるブラウン管
				

【出し方】

PCリサイクルマークがついている場合…【回収申込】
PCリサイクルマークがついていない場合…【回収申込】+【回収再資源化料金】の支払い



【回収手順】

- ①パソコンが不要になったら、各メーカー窓口へ回収申込みします。
 a.平成15年9月30日以前に購入した「PCリサイクルマーク」がついていないパソコン【回収再資源化料金】の支払いが必要となります。メーカーに回収申込をすると、最初に振込用紙が送付されてきます。
 b.平成15年10月1日以降に購入した「PCリサイクルマーク」がついているパソコンを購入する際に、【回収再資源化料金】がパソコンの価格に上乗せされていますので廃棄する場合の料金負担はありません。



②各メーカーが宛先等を印字した「エコゆうパック伝票」を作成し、消費者へ郵送します。(【回収再資源化料金】の支払いが必要な場合は入金確認後に郵送)

③パソコンを簡易包装し、「エコゆうパック伝票」を貼り付け郵便局(簡易郵便局は除くすべての郵便局)の集荷を依頼するか、直接窓口へ持ち込みます。(郵送料は「回収再資源化料金」に含まれています)

※事業系使用済みパソコンの回収・再資源化は、平成13年4月1日から開始されています。

お問合せ

詳しくは、当該製品のメーカー窓口にお問合せください。
回収再資源化料金などについては、(社)電子情報技術産業協会(JEITA)ホームページ(<http://www.pc3r.jp>)をご覧ください。

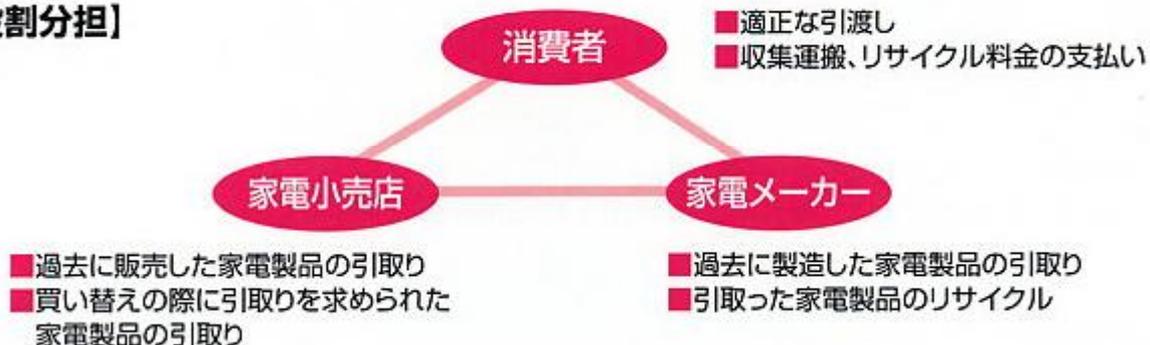
家電リサイクル法

テレビ、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機、エアコンは、町の大型ごみ回収、長井クリーンセンターでの受付はできません。

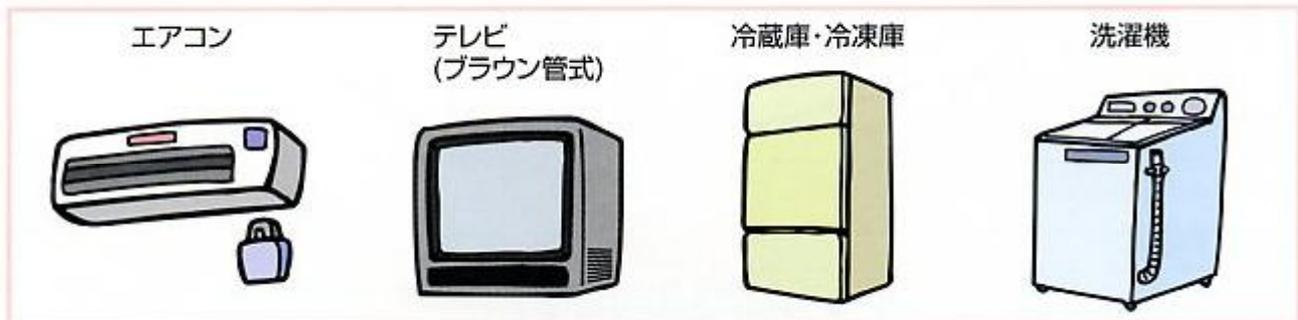
【家電リサイクル法って?】

正式名称は、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」といいます。テレビや冷蔵庫などの大型家電は、ごみとして処理されていました。しかし、最終処分場への埋め立て量を減らす必要性や、フロンガスなど有害物質の発生抑制、廃家電の中には再び利用できる資源がたくさん含まれていることなどから、平成13年4月から家電リサイクル法が施行されました。

【役割分担】



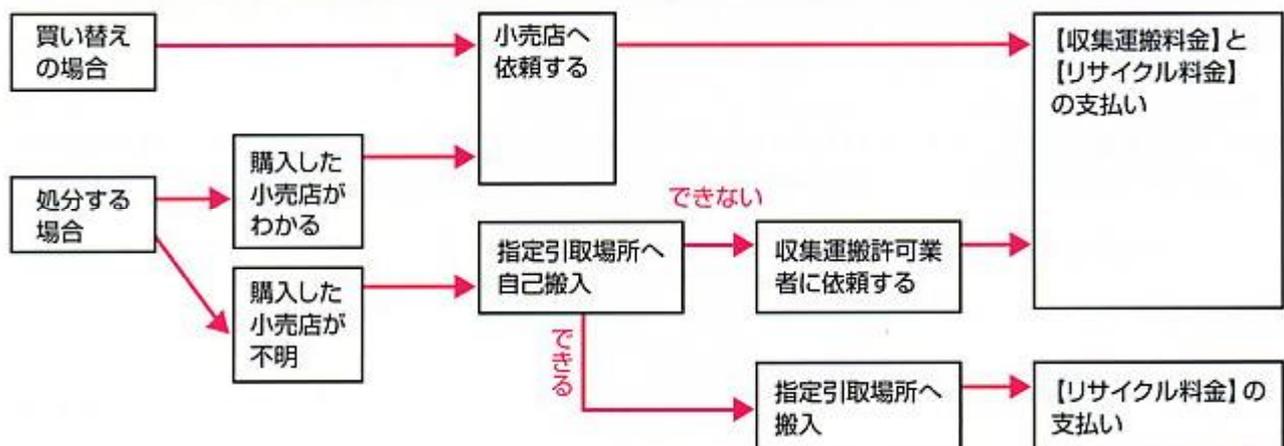
【対象品】



【出し方】

- ・ 買い替えの場合.....新しい製品を購入した小売店へ
- ・ 購入した店がわかる場合.....購入した小売店へ
- ・ 上記以外の場合.....町が許可する廃棄物収集運搬業者へ依頼

※中古製品を販売するリサイクルショップ等への引渡しや、自ら製造業者等が設置する指定引取り場所へ持ち込むことも可能



【リサイクル料金】

メーカーによって料金が異なる場合がありますので、引取りを依頼する際にご確認ください。

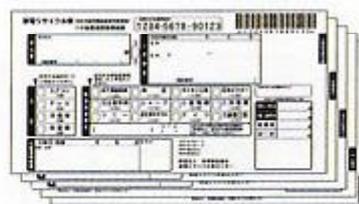
品 目	エ ア コ ン	テ レ ビ	冷 蔵 庫 ・ 冷 凍 庫	洗 濯 機
料 金	3,500円～	2,700円～	4,600円～	2,400円～

【収集運搬料金】

●小売店・収集運搬業者によって異なります。引取りを依頼する際にご確認ください。

【家電リサイクル券】

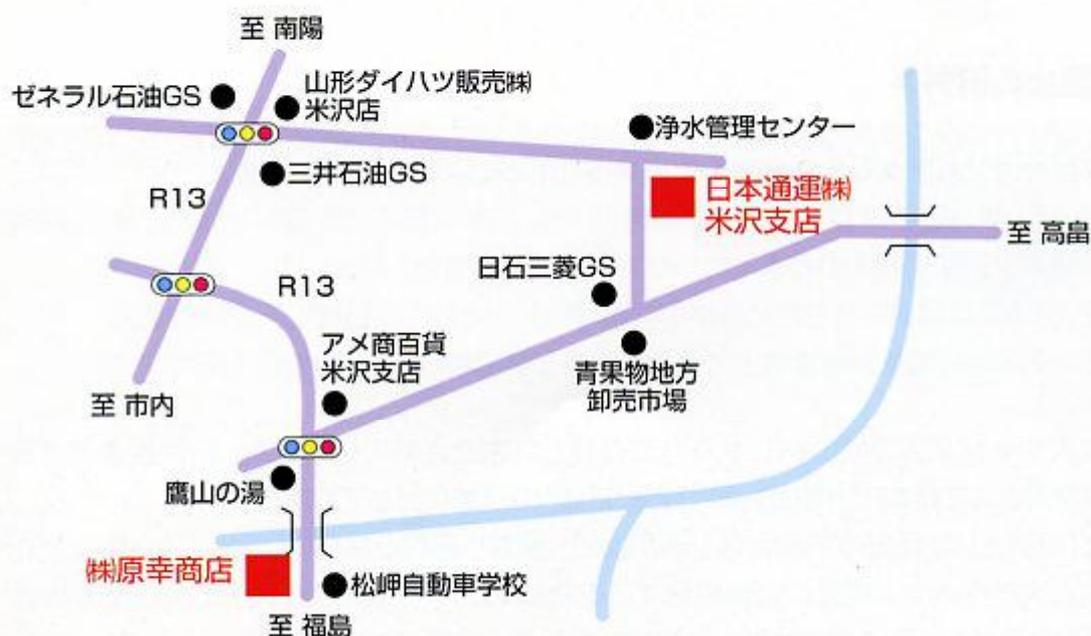
- 対象品を処理する際に必要になります。
- 小売店、収集運搬業者、郵便局、指定引取場所で取り扱いしています。



【指定引取場所】

●メーカーにより指定引取場所が異なります。

	Aグループ	Bグループ
主なメーカー	㈱東芝 日本ビクター㈱ 松下電器産業㈱ など	アイワ㈱ 三洋電機㈱ シャープ㈱ ソニー㈱ パイオニア㈱ ㈱日立製作所 ㈱富士通ゼネラル 船井電機㈱ 三菱電機㈱ ㈱良品計画 など
指定引取場所	㈱原幸商店 米沢市花沢3448-1 TEL:0238-21-3751 FAX:0238-21-3752	日本通運㈱ 米沢市中田町1248-1 TEL:0238-37-2200 FAX:0238-37-2898



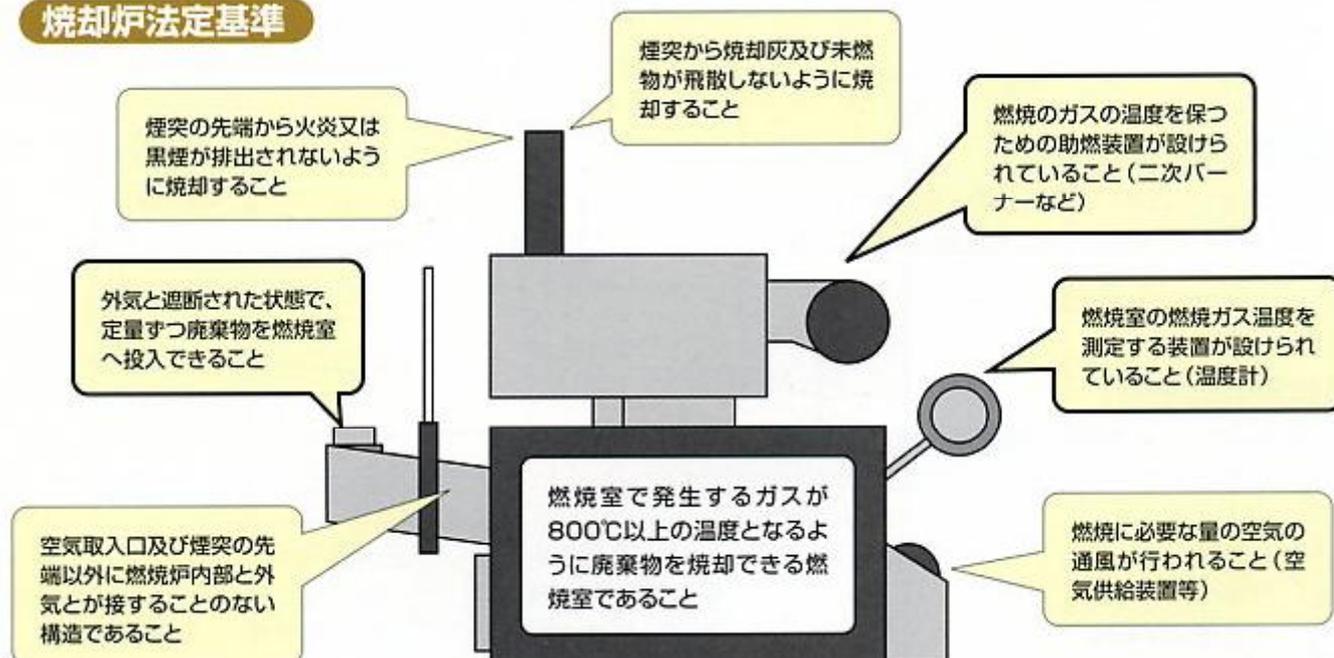
● 野焼きは禁止されています！

法律で定められた焼却設備でなければ廃棄物の焼却はできません。たとえ紙くずであっても廃棄物は焼却できませんので、正しく分別してごみ収集所に出してください。

構造基準に適合する焼却炉のポイント

- ①焼却炉の規模に関係ありません。
- ②一般廃棄物・産業廃棄物の区分や、自己物・他人物の区分も関係なく適用されます。

焼却炉法定基準



※煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように燃焼すること

※太枠内は平成14年12月より追加されたものです。

※ガス化燃焼方式のその他の構造上止むを得ないと認められる焼却設備の場合は除きます。

違反者には、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、または両方が科せられます。

《焼却禁止の例外》

1. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
3. 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
4. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
5. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

たき火やキャンプファイヤー、ヤハハエロなどは禁止されていません。日常生活で家庭から出るごみは原則として焼却できませんので、分別し町の収集に出してください。

また、例外として焼却する場合は、周辺地域へ配慮し迷惑とならないように注意してください。

火災とまぎらわしい煙又は火炎の発するおそれのある行為については、事前に消防署へ届けなければなりません。その問合せは、消防署飯豊分署 72-2222にお願いします。

●不法投棄は絶対にやめてください！

不法投棄を行った場合、
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または両方が科せられます。

法人の代表者、法人、従業員などが不法投棄をした場合は、
行為者を罰するほかに法人に対して1億円以下の罰金が科せられます。

●ごみ処理（一般廃棄物収集運搬許可業者）

業 者	所 在 地	電 話 番 号
置賜クリーン設備(株)	長井市舟場5-14	(0238)84-5005
渡部久男	長井市成田3102-21	(0238)84-1711
(有)川西きれい社	川西町大字上小松3099-1	(0238)42-6167
(有)沼澤興業	白鷹町浅立614	(0238)85-1604

(平成16年3月現在)

● 飯豊町のごみ処理の流れ

